

事件番号:最高裁判所令和 4 年(ネオ) 第 62 号 損害賠償請求上告事件
[原審:広島高等裁判所令和 4 年(ネ)第 1 93 号 損害賠償請求控訴事件]
[一審:広島地方裁判所三次支部令和 4 年(ワ)第 29 号損害賠償請求事件]
上告人(控訴人) 高野 邦 夫 (コウノクニオ)
被上告人(被控訴人) 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

上 告 理 由 書

上記当事者間の広島高等裁判所令和 4 年 (ネ) 第 1 93 号損害賠償請求控訴事件 [令和 4 年 11 月 11 日判決言渡・同年 11 月 15 日判決書特別送達・同年 11 月 21 日上告]について、上告人は下記の通り上告理由を陳述する。

令和 5 年 1 月 2 日作成 上記上告人 ^{こうのくに} 高野 邦 夫

最 高 裁 判 所 御 中
記

第一. 序 論

1. 以下においては上告人を「私」、被上告人国を「国」、東京地方検察庁特別捜査部直告受理班の検察官(姓名不明)を本件検察官、訴外津田廣雄を単に津田と略称し、また牛尾昌伸副検事を牛尾副検事、その他の用語については、なお従前の例による。
2. 原判決に対しては多大の不服があるけれども、原審で陳述したものを全て陳述する他、就中、断じて承服しかねる点を、掻い摘んで上告理由として陳述いたします。

第二.上告理由第 1 点(重大な憲法違反)

1. この点は、法の下での平等(憲法 14 条①項)、裁判を受ける権利(憲法 32 条)、裁判官の良心(憲法 76 条③項)の趣旨に違背する。
2. 原審の裁判官は、国の隠然たる威圧に屈したものと解される。この点は、明らかに裁判官の良心を侵害する事であり、憲法第 76 条③項に違背する事に疑いの余地は無い。

☆憲法第 14 条 [法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界]

①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

☆憲法第 32 条 [裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

☆憲法第 76 条 [司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立]

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

判:本条三項の裁判官が良心に従うというのは、裁判官が有形無形の外部からの圧迫ないし誘惑に屈しないで、自己内心の良識と道徳感に従うことを意味する。(最大判昭 23・11・17 刑集二一一二一一五六五)

第二. 上告理由第 2 点(重大な法令違反による事実誤認)

1. 私から見れば、**本件検察官**が告訴権を侵害した事実は動かない。
2. 即ち折角作成して郵送した告訴状ですから、受理義務(立証済)を前提とすれば、否応なく受理されている筈で、苟も返戻する事などあってはならなかったのです。
- 3 この重大な事実誤認を招来した原因は、原審裁判官等三名の自由心証主義(採証)において、**国の訟務官**等の威圧に屈したことによる。
4. 自由心証主義といっても、裁判官の全くの恣意的な判断を許すものではない。その判断は論理法則や経験則に基づく合理的なものでなければならぬのは当然である。即ち、民事訴訟法第 247 条に違背する重大な法令違反である。

★民事訴訟法第 247 条(自由心証主義)

裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

第三. 上告理由第 3 点(消極的立法行為=立法権侵害行為)

1. そもそも日本国は実定法主義の国であり、コモンロー(慣習法主義)の国ではない。厳然とした実定法が存在する限り、裁判官は当該実定法の正当な解釈によって裁判行為を行うのが使命である。苟も国会制定法を換骨奪胎して書き換える事などあってはならない。

☆憲法第四十一条 [国会の地位、立法権]

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

★刑事訴訟法

・第 230 条 [告訴権者①]

犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる。

・第 239 条 [告発]

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第四. 結 語

1. に原判決は、「始めより私の敗訴ありき」で、形だけ公平を装った裁判で、第二.三.で述べたとおり、憲法第 14 条、32 条、76 条、就中 41 条に違背する違法判決である。
2. 俗に「何処を切っても金太郎飴」と言いますが、原判決は「何処を見ても憲法違反」と思料されます。ただ私を敗訴させることにより本件実体を闇に葬り去ろうとする**国**に迎合しないし与するだけのものであり、形だけは正当な裁判行為を装って、その実質で「真実を隠蔽する犯罪行為と評価されるもの」です。
2. 所謂キャリア裁判官が、執行権(行政権)に逆らえない体質のものである事実を、**私**は知っております。官の憲法保障はあっても職の保障が無い裁判官の人事制度が問題なのです。最高裁判所を頂点とする司法行政権に逆らうと、出世コースから外される事実があります。著名な砂川事件の伊達秋雄裁判官、長沼ナイキ訴訟の福島重雄裁判官の例を挙げれば十分でしょう。国賠訴訟を担当する裁判官に行政権からの圧力が加えられる事自体が、司法権

ないし裁判官の独立を侵害するものである事は明らかである。

憲法違反と言えるでしょう。私は原判決を無効とし、取消して更に相当の裁判が行われるべきものと思料しますが、何より人事権を掌握する行政権に対抗する裁判官の良心が見たいのです。

3.但し、私としては**告訴の趣旨**が全うされれば、**国**の同意を得て、訴えの取り下げを行っても良いと考えておりましたし、今でも変わりません。

4.私の理解する**告訴の趣旨**とは、**津田**に正式裁判を受けさせる事です。罪体が客観的に明らかな本件事件において、例外としての略式手続(密室裁判)や不起訴処分では、断じて承服する事は出来ません。

★刑事訴訟法第 239 条 [告発]

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②**官吏**又は**公吏**は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、**告発をしなければならない**。

以上上告人 こうのくにお 高野邦夫